

令和4年12月15日

垂井町議会議長 富田 栄次 様

庁舎跡地等活用に関する
調査特別委員長 若山 隆史

庁舎跡地等活用に関する調査結果報告書

本委員会に付託されました庁舎跡地等活用に関する調査の結果について、垂井町議会会議規則第67条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 調査事項 庁舎跡地等活用に関する調査について
- 2 経過経緯 別紙のとおり
- 3 調査結果及び意見 別紙のとおり

別紙

庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会の経過経緯

○令和2年3月19日 第1回庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会

【協議事項】 ○今後の委員会運営について

○令和2年5月14日 第2回庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会

【協議調査事項】 ○垂井町庁舎跡地等活用基本計画について

○今後のスケジュールについて

○令和2年8月17日 第3回庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会

【協議調査事項】 ○集約する行政機能等について

○令和2年9月18日 第4回庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会

【協議調査事項】 ○集約する行政機能等について

○令和2年12月10日 第5回庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会

【協議調査事項】 ○旧庁舎跡地に集約する団体へのヒアリング及びサウンディング
調査の進捗状況について

○令和2年2月15日 第6回庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会

【協議調査事項】 ○サウンディング調査の結果について

○施設規模について

○令和3年3月19日 第7回庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会

【協議調査事項】 ○基本計画の見直しについて

○事務手法の方向性について

○令和3年6月10日 第8回庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会

【協議調査事項】 ○進捗状況について

○令和3年7月14日 第9回庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会

【協議調査事項】 ○（仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業の要求水準書
（案）について

○令和3年8月10日 第10回庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会

【協議調査事項】 ○（仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業の要求水準書（案）について

○令和4年2月21日 第11回庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会

【協議調査事項】 ○（仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業の基本設計について

○令和4年3月18日 第12回庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会

【協議調査事項】 ○（仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業の基本設計について

○令和4年4月28日 第13回庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会

【協議調査事項】 ○（仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業の基本設計について

○令和4年12月7日 第14回庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会

【協議調査事項】 ○（仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業の進捗状況について

○令和4年12月15日 第15回庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会

【協議事項】 ○庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会調査結果報告（案）について

別紙

庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会調査結果及び意見

本委員会は、令和2年3月19日に開催されました令和2年第1回定例会において設置され、庁舎跡地等活用に関する調査が付託されております。これまで15回の特別委員会を開催してまいりました。

本町においては、平成31年3月に「垂井町現庁舎敷地等活用基本構想」が策定され、庁舎跡地等の活用の方針が定められました。令和2年3月19日、第1回庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会では、「垂井町庁舎跡地等活用基本計画」が、執行部から示され、本委員会では、旧庁舎跡地等の利活用の考え方や既存施設等の活用・処分などについて調査を行い、その後、旧庁舎跡地に建設する新たな施設と、新庁舎東館の施設に集約させる行政機能について集中的に調査をいたしました。また、令和3年7月14日、第9回庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会では、（仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業の要求水準書（案）、令和4年2月21日、第11回庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会では、（仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業の基本設計、令和4年12月7日、第14回庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会では、（仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業の実施設設計が執行部から示され、本委員会では、特に、基本設計及び実施設計について、施設整備事業を実施する民間事業者から詳細な説明を受けるなかで調査を重ね、執行部と協議をしてまいりました。

その結果、次の諸点について調査結果並びに意見を述べるものであります。

1 （仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業について

施設整備事業については、本委員会で協議してきた意見等を踏まえ、基本構想にある「誰もが楽しく・安全に集える垂井の賑わい拠点づくり」の理念を目指し、子どもから高齢者までが多種多様な活動に利用できる施設となるよう、たえず町民の目線を持ちながら、施設整備に努めていく必要があります。

2 （仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設の名称について

施設の名称については、多くの町民からの声に耳を傾けるためにも、子どもから高齢者までの幅広い年代から募集を行うなど、誰もが親しみやすい施設名称とすることを求めるものです。

3 旧中央公民館跡地等の町有地の活用について

旧中央公民館跡地、旧庁舎跡地南側の町有地及び垂井地区まちづくりセンター東側の町有地の活用については、基本計画に基づき、周辺施設等との一体的な敷地利用を考慮しつつ、有効な活用方法について十分に協議をする必要があります。

4 新庁舎東館の施設整備計画について

新庁舎東館の施設整備計画については、行政機能を集約することにより、町民の利便性が高まるため、町民の新たな交流・生活支援・防災拠点として機能するよう、基本計画に基づき、施設の整備を進められることを求めるものです。

最後に、現在整備が進められている（仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設については、ハード面では、今後、スポーツや文化・芸術活動及び、垂井地区の地域コミュニティの拠点施設となり、さらに、垂井曳やままつり等の伝統文化を継承するための活動拠点や、中山道垂井宿一帯の観光拠点として、垂井の中心地に新たなにぎわいと活気を呼び込む施設となるよう、整備を着実に進める必要があります。また、ソフト面では、施設の管理運営者や施設利用者、利用団体、行政機関、地域の住民など、施設に関わる全ての「人」が相互に連携を図り、垂井町のにぎわいを創出するためのシンボリックな施設として、創り上げていくことが必要であります。